特定販売に関する書類

（法第4条第3項4号ロ関係、法第26条第3項第5号関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ①特定販売を行う際に使用する　　通信手段 | □インターネット　□アプリケーションソフト　□郵便　□電子メール　□テレビ電話　□電話　□FAX　□その他（　　　　　　　　　　　　） |
| ②特定販売を行う医薬品の区分 | □第一類医薬品　　□指定第二類医薬品　　 □第二類医薬品□第三類医薬品　　□薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。） |
| 1. 特定販売を行う時間
 |  |
| 1. 営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合は、その時間
 |  |
| 1. 保健所設置市等が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要

※④に該当する場合のみ記入してください。 | 画像又は映像を撮影・電送する設備□テレビ電話□デジタルカメラ□電子メールで送信するためのパソコン、インターネット回線等□現状についてリアルタイムでやりとりできる電話機・電話回線□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 1. 特定販売を行うことについての広告 に、申請書に記載する薬局（店舗）の名称と異なる名称を表示するときは、その名称
 |  |
| 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告するとき | 1. 主たるホームページアドレス
 |  |
| ⑧広告の手段 | □インターネット　□アプリケーションソフト　　□カタログ□チラシ　　　　　□はがき・ダイレクトメール□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |